

評価住宅でお困りの方に・・・

## 第二東京弁護士会 住宅紛争審査会

ご案内

第二東京弁護士会は  
住宅品質確保促進法に基づく  
指定住宅紛争処理機関として  
業務をおこなっています。



第二東京弁護士会

## 指定住宅紛争処理機関の業務

指定住宅紛争処理機関は、このマークのついた建設住宅性能評価書がある住宅（評価住宅）について、注文主と建築業者間、売主と買主間の紛争解決を図る機関です。

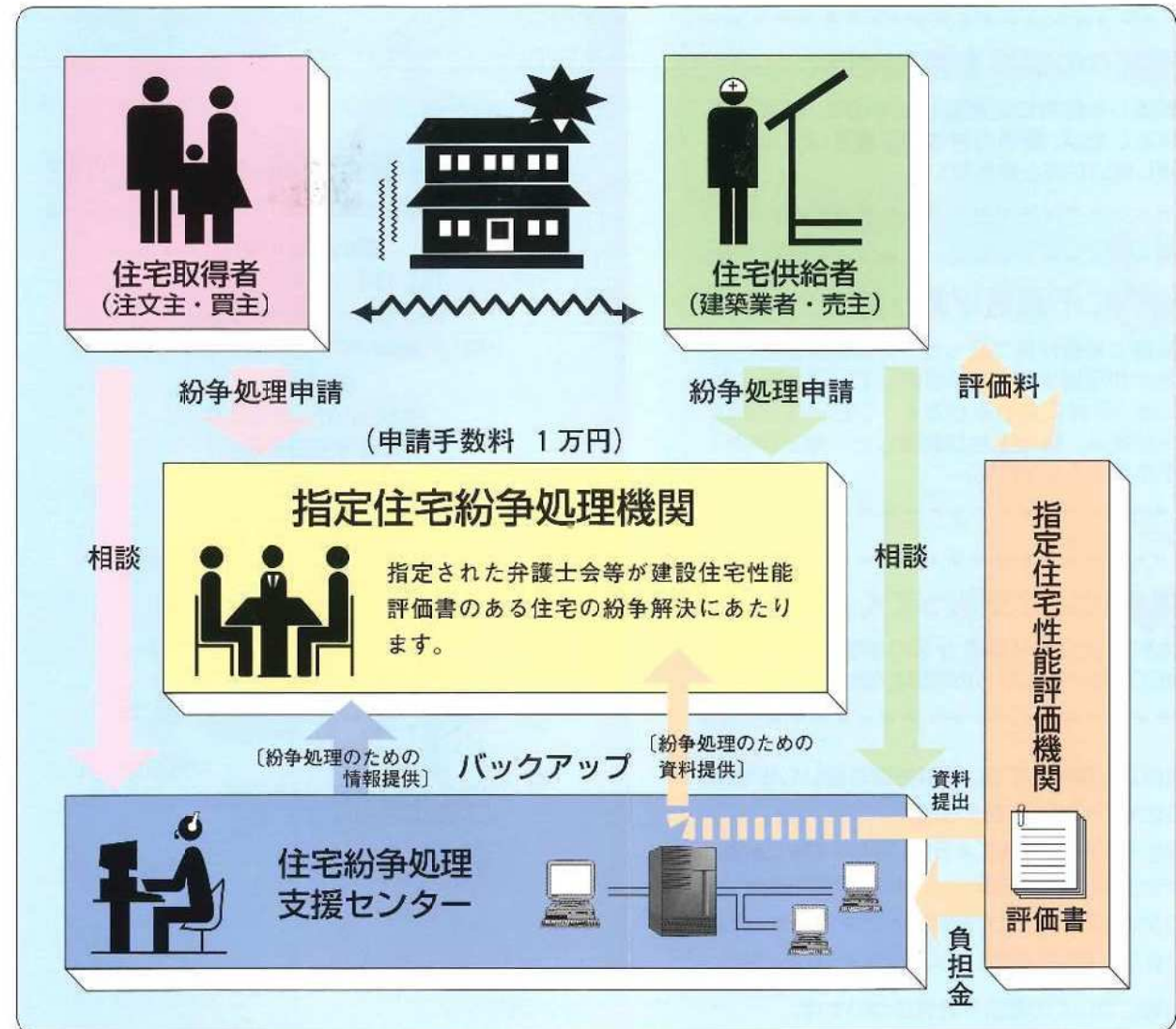


- 建設住宅性能評価書は、住宅性能表示制度に基づき、指定住宅性能評価機関から発行されます。
- 指定住宅性能評価機関は、国土交通大臣の指定を受けた第三者機関です。

- 紛争の解決は、弁護士や建築士など専門家のあっせん・調停・仲裁によって行われます。
  - 必要に応じて現地調査も行います。
  - 簡易・迅速な解決を目指します。
- ※紛争処理の申請には、申請手数料1万円がかかります。

## 住宅品質確保促進法に基づく紛争処理の仕組み

住宅に関する問題についての相談・紛争処理申請は、次のように解決が図られます。



- 評価料とは、住宅の注文主・買主または建築業者・売主が、評価機関に性能評価を依頼する際に支払う、性能評価を行うための費用です。
- 評価料の一部は「負担金」として支援センターに集められ、住宅紛争処理を行うための費用にあてられます。



## 例えばこのような紛争事例について取り扱われます

### 1 雨漏りの補修を頼んだけど…

新築した住宅に雨漏りがしたので、補修の請求をしたが、補修の方法や工事金額について話し合いがまとまらない。

### 2 建物に不具合があった…

基礎に亀裂が見つかった、大型車が通ると家全体が振動する、床が傾斜しているように見える、天井にたわみがある、フローリングの床が鳴る、家の土台が腐食した…など建物の不具合があったとき。

### 3 建築代金を支払ってくれない…

住宅の注文主や買主からの申請だけでなく、施工業者や売主からの申請も受け付けます。

#### ● 次のような事例についてはお取り扱いしません。

- ① 住宅以外の建物に関する紛争
- ② 住宅性能表示制度によらない住宅に関する紛争
- ③ 建設住宅性能評価書のない住宅に関する紛争
- ④ 住宅の取得者(または供給者)と近隣住民との間の紛争
- ⑤ 評価住宅の賃貸人と賃借人との間の紛争 など

#### ● 住宅についての相談や苦情については、住宅紛争処理支援センターにご相談ください。

TEL : 03-3556-5147

受付時間 : 平日 午前10時～午後5時

## 第二東京弁護士会 住宅紛争審査会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号 弁護士会館9階

問い合わせ先

TEL:03-3581-1714

<https://niben.jp/service/soudan/jyutaku/>

受付時間

午前10時～午後4時  
(土日祝祭日を除く)



評価住宅でお困りの方に…

## 第二東京弁護士会 住宅紛争審査会

ご案内

第二東京弁護士会は  
住宅品質確保促進法に基づく  
指定住宅紛争処理機関として  
業務をおこなっています。



第二東京弁護士会